



国民年金の加入方法

国民年金は、誰もが加入する公的年金制度です。

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国民年金に加入する義務があります。

加入者は、職業などによって次の3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きが異なります。

【第1号被保険者】

20歳以上60歳未満の農業者、自営業者、学生、フリーター、無職の方などです。加入手続きは、ご自身で住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口で行います。

【第2号被保険者】

会社員や公務員などの厚生年金保険に加入されている方です。加入手続きは、勤務先が行います。

【第3号被保険者】

第2号被保険者に扶養されていて、年収130万円未満の20歳以上60歳未満の配偶者の方です。加入手続きは、第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

会社を退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要となります。また、扶養されていた配偶者の方は、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きがそれぞれ必要となりますので、お早めに手続きをお願いします。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない「予約相談」をぜひご利用ください。

■予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

■お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」または、お近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申込みください。

令和2年度国民年金保険料は、月額16,540円です。

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：宮澤（奈）

軽自動車税（全期）、固定資産税（1期）の納期は、

6月1日（月）です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。